

明治 30 年代初めの女子体育論と ミス・ヒュースによるスウェーデン式体操の推奨

高 橋 春 子

The Women's Physical Education Issues in the early 30's of
Meiji Period and Miss Hughes' Recommendation of
the Swedish System of Gymnastics

Haruko TAKAHASHI

ABSTRACT

The purpose of this study is to investigate the issues on women's physical education published in the early 30's of Meiji Period and make the points at issue clear. As a result of this study, the following are concluded :

1. Three points at issue on women's physical education in the early 30's of Meiji Period were found, that is, i) matching of gymnastics with the traditional manners, ii) the introduction of the Swedish System of Gymnastics as suitable exercises for women and iii) the recommendation of sport to women.

2. Those issues were based on a new image of woman, who should be, to an extent, free from the traditional image of woman such as only to marry, have babies, and keep house, and who would take a positive attitude towards their daily lives including sport and gymnastics.

3. One thing that should be specifically noted is that the recommendation of the Swedish System of Gymnastics by Miss Hughes at Cambridge had already introduced in an education journal, 'Tokyo Meikeikai Zasshi' in June 1898.

4. Thus, these issues took the lead in the development of women's physical education in the later period.

[1] は じ め に

明治 30 年代初めは、日本で男子の中等教育の普及に対して遅れをとっていた女子中等教育が興隆した時期であった。それは、すでに指摘されているように、日清戦争、条約改正、産業革命を契機とした女子教育の提唱に基づくものだった¹⁾。これにともなって、女子体育論も盛んに説かれた時期であり、実際にも女子の中等教

育における体育が普及していく時代にあたっていた。

そこで、本研究ではこの明治 30 年代初めの時期に発表された女子体育論に注目し、それらを検討することによって、この時期の女子体育論の論点を抽出し、それのもつ歴史的意義を明らかにしようと試みた。そのなかでもとくに注目すべきものとして当時すでにスウェーデン式体操が女子に適した体育として紹介されていたこ

とがある。

結局は 1913 年(大正 2 年)永井道明の学校体操教授要目の制定につらなっていくことになるが、明治 30 年代初めの時期の女子体育論は必ずしも要目に組み込まれたものだけではなく、それ以上に豊かな可能性を持っていたと考えられるが、以下順を追って論述を進めていく。

[2] 明治 30 年代初めの時期における女子教育の状況

高等女学校が制度化されたのは、男子のための中学校にくらべてかなり遅く、明治 32 年 2 月 8 日勅令第 31 号によって初めて「高等女学校令」が制定される。各府県に少くとも 1 校の高等女学校を設置して、女子の中等教育を盛んにしようとする政府の政策であった。

その高等女学校は、従来の女訓伝達、家政中心型学校とは異質の国民意識の涵養を中心とした良妻賢母の育成を目指していた²⁾。このような高等女学校では、体育教育がどのような期待をかけられていたかをみてみよう。

この時期はちょうど日清戦争の後で、日本が軽工業を中心とした第 1 次産業革命を経て、「中等社会」——当時中産層を表わす言葉として使われていた——の発達を目指していた。高等教育を終了した男子に対し、高等女学校を卒業した女子を結びつけて社会の中枢層を形成しようという構想である³⁾。

中等教育の普及の実態を示す当時の教育統計を表 1, 2⁴⁾ によって示す。

小学校就学率は、明治 30 年度で、男子 80.7%, 女子 50.9% が、明治 35 年で各々 95.8%, 87% と増加している。ここで女子の増加率が著しく高いことがわかる。また高等女学校の生徒数は、明治 30 年では、官公立合わせて 6,799 名であったのが、明治 35 年には 21,523 名と約 3 倍強に増加しており、女子教育の発展と中等教育の拡大がめざましい時代であったことがわかる。図 1, 2 と表 1, 2 に男女の就学率、高等女学校生徒数⁴⁾ を年度別に図示している。

このように明治 30 年代初期の特徴を女子の小学校就学率、高等女学校生徒数増加率で明確

にとらえることができよう。

表 1 女子小学校就学者数・就学率

年 度	学齢女児数	就学女児数	就 学 率		
			女子	男子	平均
明治 6	1,999,216	302,633	15.14	39.90	28.13
7	2,359,572	406,384	17.22	46.17	32.30
8	2,516,662	467,508	18.58	50.49	35.19
9	2,467,734	518,976	21.03	54.16	38.32
10	2,523,540	567,391	22.48	55.97	39.88
11	2,530,343	594,850	23.51	57.59	41.26
12	2,571,619	580,906	22.59	58.21	41.16
13	2,654,688	581,573	21.91	58.72	41.06
14	2,700,280	666,135	24.67	59.95	42.98
15	2,756,202	853,757	30.98	64.65	48.51
16	2,864,219	963,622	33.64	67.16	51.03
17	2,964,506	986,806	33.29	66.95	50.76
18	3,076,781	986,615	32.07	65.80	49.62
19	3,138,674	910,419	29.01	61.99	46.33
20	3,211,157	910,259	28.26	60.31	45.00
21	3,301,619	997,517	30.21	63.00	47.36
22	3,369,400	1,026,053	30.45	64.28	48.18
23	3,429,428	1,067,699	31.13	65.14	48.93
24	3,437,015	1,107,759	32.23	66.72	50.31
25	3,453,065	1,259,006	36.46	71.66	55.14
26	3,407,703	1,383,175	40.59	74.76	58.73
27	3,412,842	1,503,904	44.07	77.14	61.72
28	3,328,120	1,459,973	43.87	76.65	61.24
29	3,374,384	1,603,732	47.53	79.00	64.22
30	3,374,827	1,716,493	50.86	80.67	66.65
31	3,355,686	1,803,085	53.73	82.42	68.91
32	3,357,332	1,982,141	59.04	85.06	73.75
33	3,110,489	2,231,163	71.23	90.55	81.48
34	3,109,216	2,543,440	81.80	93.78	88.05
35	3,119,250	2,713,833	87.00	95.80	91.57
36	3,078,048	2,757,430	89.59	96.59	93.23
37	3,127,520	2,860,509	91.46	97.16	94.43
38	3,209,805	2,996,024	93.34	97.72	95.62
39	3,284,948	3,115,281	94.84	98.16	96.51
40	3,374,719	3,244,423	96.14	98.53	97.38
41	3,482,611	3,373,262	96.86	98.73	97.83
42	3,558,817	3,461,442	97.26	98.86	98.10
43	3,567,266	3,473,754	97.38	98.83	98.14
44	3,511,804	3,475,294	97.54	98.81	98.20
45	3,522,258	3,438,374	97.62	98.80	98.23

「明治以降教育文化の統計」国立国会図書館調査立法考査局編 昭和32年

表2 女子中等学校（高等女学校）統計表

年度	高等女学校数			官中 ・学 公・ 校 私 数	中学校在学女生徒数			高等女学校生徒数			女師 生範 徒学 数校
	官公立	私立	計		官公立	私立	計	官公立	私立	計	
明治 6				20							
7				32	4	24	28				74
8				116	2	181	183				107
9				201	10	1,020	1,030				463
10				389	192	920	1,112				727
11				579	57	1,711	1,768				977
12				784	307	2,440	2,747				784
13				187	302	87	389				698
14				173	204	6	210				708
15	5		5	173	73	6	79	286		286	801
16	7		7	173	7		7	450		450	805
17	9		9	133				590		590	895
18	9		9	106				616		616	1,005
19	7		7	56				898		898	595
20	7	11	18	48				1,235	1,128	2,363	597
21	7	12	19	49				1,216	1,383	2,599	662
22	9	16	25	53				1,678	1,596	3,274	763
23	8	23	31	55				1,558	1,562	3,120	885
24	8	21	29	55				1,310	1,458	2,768	838
25	8	19	27	62				1,343	1,460	2,803	889
26	8	20	28	74				1,517	1,503	3,020	802
27	8	6	14	82				1,742	572	2,314	779
28	9	6	15	96				2,246	651	2,897	759
29	13	6	19	121				3,293	859	4,152	872
30	20	6	26	157				5,101	1,698	6,799	810
31	26	8	34	169				6,483	2,106	8,589	1,055
32	30	7	37	190				7,023	1,834	8,857	1,535
33	45	7	52	218				10,052	1,932	11,984	2,096
34	62	8	70	242				15,300	2,240	17,540	2,674
35	73	7	80	258				19,504	2,019	21,523	3,481
36	83	8	91	269				23,146	2,573	25,719	4,041
37	86	9	95	267				25,837	2,696	28,533	4,455
38	89	11	100	271				28,480	3,438	31,918	3,758
39	95	16	111	281				31,116	4,760	35,876	4,064
40	108	25	133	287				33,776	6,497	40,273	4,410
41	122	37	159	296				37,497	9,090	46,587	5,261
42	136	42	178	305				41,213	10,568	51,781	5,803
43	146	47	193	311				44,618	11,621	56,239	6,330
44	151(43)	50(6)	201(49)	314				51,462	13,347	64,809	7,487
45	156(78)	52(13)	208(91)	317				59,261	15,867	75,128	7,704

() 内は実科高等女学校

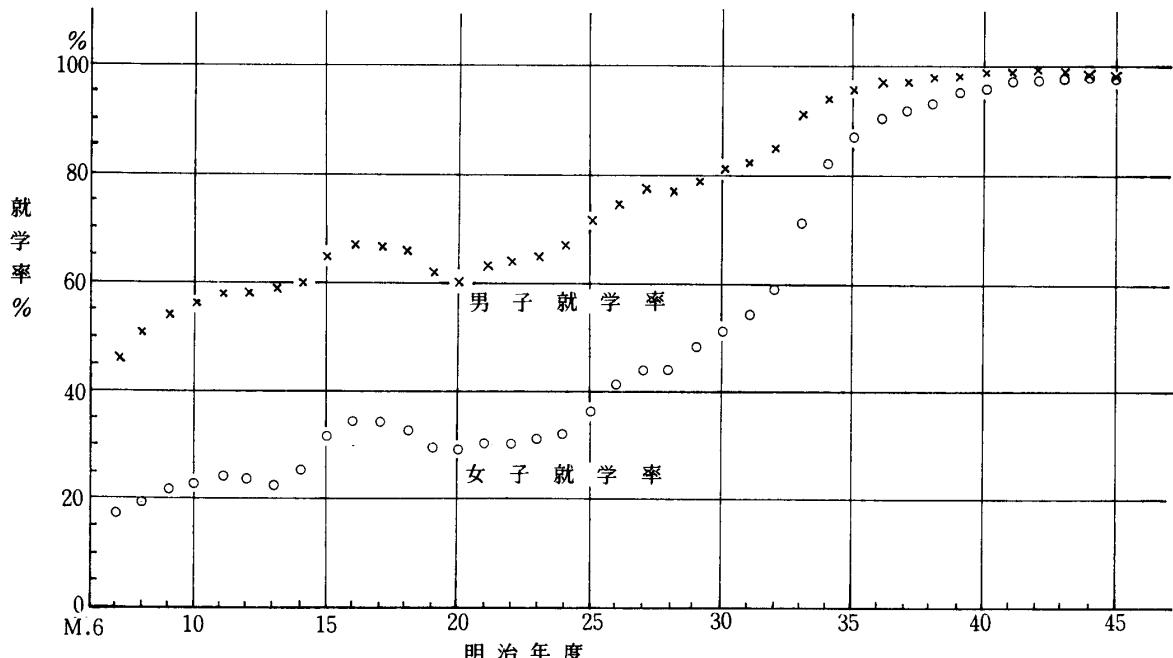


図 1 小学校就学率

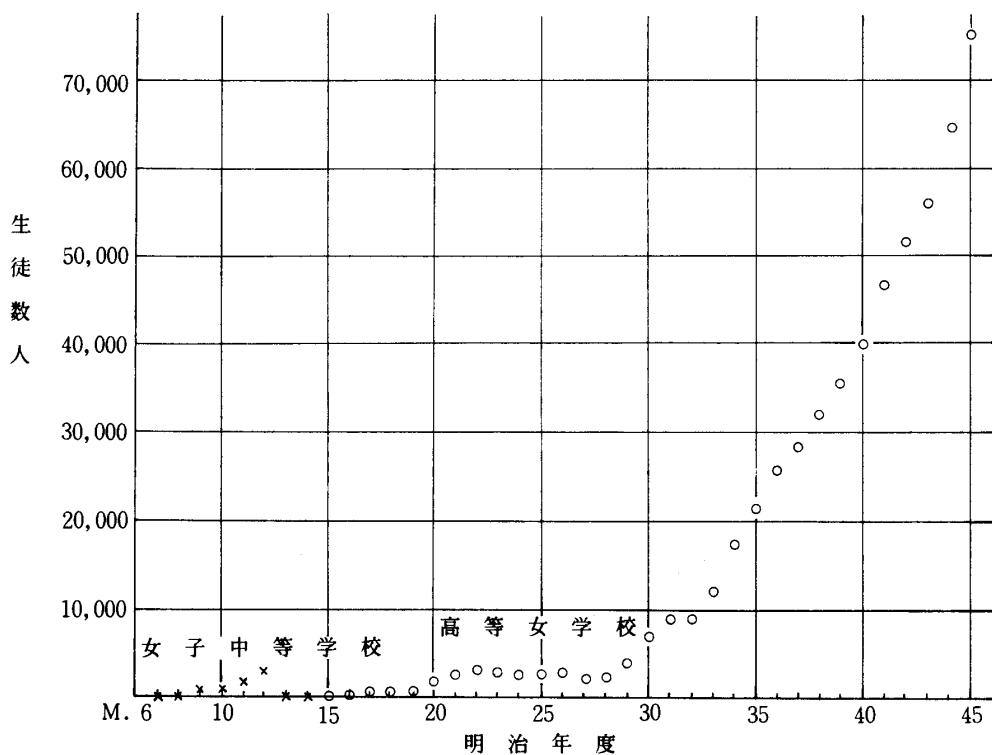


図 2 高等女学校（女子中等学校）生徒数

[3] 明治 30 年代初めにおける女子体育論の盛行

女子教育、特に女子中等教育を盛んにしようという時期に、これにともなって女子体育論も

多く説かれた。それらの女子体育論を、同時期の女子体育論との関連で考察することにする。

当時の女子教育論には、深谷昌志によると三つの類型があったとされる⁵⁾。第 1 は、昔ながらの儒教女訓の系譜をひくもの、第 2 は、男女の

差は「程度の差にして種類の差にはあらず」を前提にした教育論、第3は、国家意識をふまえて、日本固有の女子教育を説いたもので、教育関係者に多かったものである。

女子体育論の場合には、第2、第3のタイプのスタンスによるものが多い。とくに、第3のものと関係が深く、良妻賢母に対する国家的要請にこたえるため、女子体育を強力に推進する必要があると主張しているものである。いわば、健全なる身体が家をつくり国を築くもとであり、その基が母となる女子の強靭な身体に依存するものであり、その育成こそが肝要な課題であるという論理であった。

このような教育論は、当然結婚して子を生み育て、家事にはげむことを大事に考え、「女の子が学校に行って何になる。なまいきになるだけだ」⁶⁾ というような伝統的な女性観と相反するものがあり、女子体育論の多くがこれをいかに打破するかに主眼を置いて構成されていた。次にこのことについて考察を進めよう。

[4] 女子体育論の特徴

女子体育論で日本女子の体格を欧米子女と比較して論じているものでそのうちの大半のものは、とくに中等社会以上でその差が顕著に表われていると嘆いている。近世の安定した時代に形成されてきたタイプ1の観点に基づく女性への価値観が支配的であったため、女性の体格劣化を招いてきたのだと推論している。

体育教育のみがこれを改善する唯一の手段であることを確信しながらも、その展開に当っては、論者らは慎重であった。女子体育の奨励は、礼儀作法を徐々に崩壊させていくのではないかという根強い危惧があり、それがかなり強く教育現場を支配していたからである⁷⁾。

「ある人は憂ひていへらく礼節は起居動作を専ら優美遅緩にせよと教ふるにも拘らず体操に於ては啞鈴をうち棍棒をふりてひたすら壮快活撥なれと命ず一は右にひき一は左にひくものいかで両立するを得んとまたある人はののしりていはくいかめしくたすきをかけ声をあらけ足を蹶

出し手をふり上げ乱暴粗野極まるる举止をせしむ眞にあさましといひつべしあはれ此の如きは作法にもとり容儀をみだし穏和柔順の女徳を害し優美閑雅の举止をそこなひ女子の本分を忘れていたづらに生意氣お転婆を事とする女壯士たれと教ふるに外ならざるのみかゝれば断然身体は温良なる我国女子の性質に直するものにはあらずまさしく礼法の障礙をなすものなりと

説の当否を弁ぜざるともがらはすゝみて其否を論ずることもえせずさりとて賛成を表して体操を女子教育以外にしりぞけんとする勇もあらずいたづらにまどひなやめるのみにしあれば女学校に於ける体操は名ありて実なきが如き科になりはてんとするにいたりぬ」

当時理論と実際のギャップをたてに、一たん普及しかかった体操も徐々に縮少する状況にあったと推察される。しかし、奥村ていは次のように述べている。

「今の時我国に於て女子体操のいかにも盛に行はるゝは恐らくは我校にしく者なけんげにやわれらは日毎に行ふ所の適度なる体操によりて速かに疲労を回復し神経組織を調和して智力の労作をやすめ心意を活潑爽快ならしめ更に智力の労作を再びするを容易かつ適當ならしめ得ることを知れりまたこは礼法の習熟をたすくる上に於てあつかいて力あることをみとめ得たりいまだ作法に於て右せよといひしものを体操に於て左せよといふが如きものあるを見いだすことをえず我等はかくて日々に被むる所のめぐみのほどはいくばくなるを知らざるなりあゝたれかいふ体操は女子に適せずいたづらに礼法の障得をなすに過ぎざるのみとは

かゝれば實に両者の衝突を説くものゝ如きは益なき杞憂をいたき大なる謬見に陥りしに外ならずといふをはゞからざるなり……⁸⁾」

女子体育論の主張は、礼法の教育のみでは不充分で、それを体現する強壮な身体があつてはじめて礼法が実現されるものであり、体操は、礼法と対立関係にある教育ではなく、相互に補完するもので、日本固有の礼法にも合致していると繰り返し述べている。

篠田利英は次のように述べている。

「女子の体操の普及を妨害する一の妄想ありて、一派の論者の間に行はる、即ち体操と作法とは相並立せざるものとする事はなり、然れどもこれは、彼等か、作法諸禮は、時と興に推移すへきものなれば、若しも女子体操、普及盛行の必然の結果として本邦女子の身体、欧米婦人の如く強健となり、之が爲に今日我邦婦女子間に行はるゝ礼法の不相応を感じ、今人の偏屈なる標準に制せらるゝ眼には無作法と映するか如き動作の必要を來すことありとするも、啻に憂ふるに足らざるのみならず、國家の慶事として大に歓迎する底の大觀を欠くと、体操か眞に如何なる影響を作法に及ぼすかを究めずして、徒に浅慮の見を以て事を速断するの論理的脳力を有せざると、眞の優美の標準を誤解せる無智の罪とに坐するものなれば、茲に啓蒙せんと欲すれとも前々号の本誌上に於て奥村てい氏能く其妄を弁せられたれば、今は氏に譲りて之に論及せず……」⁹⁾

このように、篠田は体操と礼法の調和を図る奥村ていの所論に対する賛成論を述べている。

また、藤田作之助も女子体育の推進のために服装の改革を次のように提言している。

「適當なる運動を撰むると共に又その栄養を進むることを努めざるへからず從来我が邦女子の食物はその量の甚少き弊あり是れ一は運動の不足にして消化作用の十分ならざるより一は窮屈なる作法の制せられて外見を飾るより来る……然れども女子をして活潑なる運動をなさしめんには今日の服装は甚適せざるなり長袖は垂れて膝を過ぎ重き裾は地に曳きて足踏み出す毎に翻展し腰には衣をたくり上げて袋を作り幾條となく紐を占め上に幅広き帶を纏ひて緊縛す如何にも不便なる服装にあらずや……是れを以て其の動作せるに当りては襟を掛けて袖を短くし前掛を用ゐ且幅稍狭き帯を用ゐるにあらずや女子か運動し歩行するに当り風の爲に裾吹き返され紅褲翻り素腔見はるゝなど殊に醜なり之を防かんとして手もて襟押へながら走る見るも氣の毒なり此の不便不適當なる服装は女子の身体上實に一大障礙なり女子の優美を損せず女子の特性に反せずしてよく其の身体に適し動作に便なる服

装を考査して定めんは實に今日の急務なるへしされはとて西洋女子の服を其の儘に採用せんも愚の極なり長を採り短を補はゝ適良なる考案なきにあらざるへし服装の改善は体育を進むる所以の一方便なり¹⁰⁾」

さらに、丸山正彦は旧来の女性観を打破する必要があることを説きながら、女子体育の振興について次のように述べている。

「正妻を称して『奥様』といふ既に蟄居的の名称なり。其他後室、内室、廉中等は勿論甚しきは深窓の女子箱入娘等の呼称あるに至る。此等の名称は、しらずしらず女子道徳の標準となり、妻を娶るにもおとなしきを唯一の條件とし、太陽の光に觸れぬ色白を七難かくす美貌の一とす¹¹⁾。」

こうした旧来の女性観からの脱皮の必要を説くとともに、女性に活発な体育を奨励するためには藤田と同じく服装問題に言及する。「其衣服の華美なる一年々に甚しき裾の長さを縮むるに能はず。袖の長さを短くすること能はず。衣服の爲に家を破り身を害ふことを知らざる女子を驅りて体育の改善を謀らむとするまた難いかな。嗚呼女子の体育は遂に手を付くこと能はざるか」¹²⁾と旧来の女性像が旧来の服装と関連して女子体育の進展を阻害していることを明らかにしていることを指摘している。この時期こうした指摘が共通してなされていたのである。

以上考察してきたように、明治 30 年代初めの女子体育論は、新しい良妻賢母主義に立って、旧来の女性像から脱皮した中等社会の形成に求められる新しい女性像を確立しながら、積極的に体育の実施を主張しているのである。ここではもはや古い礼法にひきずられることなく、体操と礼法の調和という観点に立ち、しかも楽観的な態度をとっていたことが明らかとなるのである。

のちに、1905(明治 38)年 11 月 30 日の文部省「体操遊戯取調報告」は、この「体操ト作法トノ調和」の問題についてもとりあげていたのだが、そこでは井口あぐりが次のように解説していた。すなわち

「要スルニ、現今当校ニ於テ教授スル作法ト

体操トノ間ニ於テハ、大ナル不調和ノ点アルヲ認メズ。タゞ前掲ノ如キ、多少扞格ノ虞アル点ナキニシモアラザレドモ、今俄ニ一致セシムルノ必要ナカルベシ。蓋シ時勢ノ変遷ニ伴ヒテ、自ラ調和スルノ時機アルベケレバナリ。又縱令今両者ノ性質上一致セザル点アリトスルモ、之ガ爲ニ妨害スルガ如キ弊ナカルベキヲ信ズ¹³⁾」と述べていた。

これは、大変進歩的な姿勢であり、楽観的な見方をしているのだが、さきの明治30年代初めの頃の女子体育論をみてきたものにとっては、その延長線上のものと位置づけることができる。

[5] ミス・ヒュースによるスウェーデン式体操の推奨

これまで明治30年代初めの時期の女子体育論を検討してきたが、これに関連して注目すべき事実が見出された。次にこの点について述べよう。

1903年、アメリカから帰国した井口あぐりは、女子に向いた体操としてスウェーデン式体操を紹介し、普及奨励にあったことは周知の事実であるが、女子体育とスウェーデン式体操という関係では、それ以前にイギリスのケンブリッジ大学女子師範部長のミス・ヒュース(Miss Hughes)が1901年10月来朝時にこれを大いに推奨したということは、すでに木村吉次によって明らかにされている通りである¹⁴⁾。

実は、このミス・ヒュースの来朝時以前に、彼女が女子に適した体操として、スウェーデン式体操を推奨していることが日本に紹介されていたといふ事実が判明したのである。

それは、イギリスのケンブリッジに留学していた安井てつ子がミス・ヒュースに会い、岩谷英太郎から依頼された15項目の質問を行ったとき、その一項目に、「女子に適當なる体操法及び体育の状況」についての質問があり、これに対する回答を得ていたことが、明治31年6月20日の「東京茗渓会雑誌¹⁵⁾」に報告されているのだが、従来このことにほとんど注目されてこなかった。

ミス・ヒュースは、女子に適する体操として、スウェーデン式体操がイギリスにおいて、ここ20年前輸入されたと述べているのだが、「此体操は若良き教師即生理学上の思想を有するものに教へさするときは、決して過度に疲労を來すことなく、能く心身を發達す、即女子をして健康に優美にす、生理的及心理的の觀察によるに、眞に女子をして敏捷に注意力を養ふことは明にして、此点に至りては十分其目的を達することを得べし¹⁶⁾」

とスウェーデン式体操の価値を高く評価している。さらにこれに続けてヒュースは、次のように述べている。すなわち、

「英國に於ては、男子に必要なりと認めたる遊戯が、近來女子にも必要と見做さるるに至り、女子の体格これがために大に強壮となれり、中等社会の英國女子には疑もなく、Hockey, Cricket, Tennis, Drill, Cycling 等は必要なりとす¹⁷⁾」

と体操のみではなく、スポーツについても言及し、中等社会のイギリス女子には疑もなく、ホッケー、クリケット、テニス、ドリル、サイクリング等の遊戯ないしスポーツが必要だと語っているのである。

これをみると日本でのミス・ヒュースの講演が、スウェーデン式体操にのみふれているのに比して、イギリスでのヒュースは幅広い体育論を展開していて対照的である。

この女子スポーツのイギリスの状況は、次のようなアメリカの現状報告¹⁸⁾と相俟って、当時の女子体育論に影響したと思われる。すなわち、「尚正式体操の外に、隨意遊戯の行はるゝ事甚た盛にして、之にはローンテニスあり、漕艇あり、自転車あり、氷走あり、遊泳あり、其活潑なる事、逆も我邦女子の想見すること能はざるものあり¹⁹⁾」

というように、女子においても各種スポーツに取組んでいるアメリカの女子体育の状況をとらえていたのである。

[6] 女子体育論と戸外遊戯

安井てつ子は、先にミス・ヒュースに会見し

た留学生であるが、帰朝後に、「英國女子の体育²⁰⁾」を報告している。

なかでも戸外運動についての記述がかなりの部分をしめており、その要旨は以下の如くにまとめられる。

1. 戸外運動の中には、一人もしくは少人数でできる運動と、多人数でする運動がある。
2. 少人数でする運動には、歩行、自転車、乗馬がよく行われている。
3. また、遊泳も次いで行はれ、大きな学校にはプールもある。
4. ボートも男女が行い、生徒だけでなく、夫婦、親子などが一處に楽しんでいる。
5. 冬には氷辻りもあり、校庭にはスケート場を作ったり、学校の敷地外にそれを設けて行ったりした。
6. その他、2~4人位で遊ぶにはローンテニスが英國では一般的で、学校生徒だけではなく、テニスクラブのようなものがあり、毎週・月毎に試合をする仕組になっている。またクロッケーもあるが、フランスでよく行われているようである。
7. 多人数が集まって規則正しく組織されている運動としては、ホッケーがよく行われる。女学校や学校外の婦人が、10月頃から春にかけてやり、学校間とか、学校外クラブチームの対外試合もあり、観客も集まる。その他、クリケット、ラ・クロス等も行なわれる。殊に、ホッケーなどにはいろんな規則を設け、危険でないよう規則正しくやられている。
8. 概して英國では女生徒のみならず、主婦や娘も、競歩を初めとして、テニスとかホッケー等をして遊び、女生徒との交流試合もやっている。
9. 日本でも運動に便利な服装を作り、いろんな所で色々運動法を実験してみるのが女子体育の奨励になる。

と結論づけている。

この安井てつ子の「英國の女子体育」をみると、まさに彼女の師ミス・ヒュースが語ってい

たのと同様の女子体育論が背景にあってイギリスの実情報告になっていることが明らかである。いずれにしても、ミス・ヒュースも安井てつ子も積極的で活動的な女子のスポーツ活動や遊戯の状況について述べていたことに注目されるのである。こうして、当時スポーツないし遊戯への関心を高めるのにやはりこのような紹介が役立ったものと思われる。事実遊戯への関心の高まりがあったからこそ前述したような文部省の「体操遊戯取調」(1904~1905)が行われ、それが、

「体操ト遊戯トハ各固有ノ教育的価値ヲ有スルモノナレバ互ニ相依リ相助ケテ以テ体操科ノ目的ヲ達セシコトヲ努メザル可ラズ²¹⁾」

というように、体操と遊戯は補完関係においてとらえて学校体育の方向を示していたともいえるのである。

上述の安井てつ子の「女子の体育」は日本体育会女子部が開催した第1回講演会におけるものであったが、このとき安井に続いて久保田譲が、「女子体育」について講演を行った。久保田は女子に対して戸外運動を奨励していた。しかも学校外の体育、今日でいう社会体育、生涯体育をもっと盛んにしたい、ということで、乗馬、自転車、ボート、テニス、羽根つき、鞠突き、海水浴、スケート、野外遊歩、散歩を規則的に毎日実行することを奨めていた。

またその方法として戸外の運動遊戯はグループで楽しく面白く行なうのがよい。婦人は競馬に行くのもよいし、また隅田川のボートレースを観るのもよい、とロンドンの婦人がオックスフォード、ケンブリッジの対抗レースに多数参加するのを例にしてスポーツ観戦も奨励していた。観ることで体育の面白さを知り、体育の興隆につながるとの考えによるものと思われる。

これは、まさに「中等社会」の要求する女性像に基づいて、積極的に戸外遊戯、スポーツに参加する女性、それは「するスポーツ」においてもそうだし、また「みるスポーツ」においてもそのような能動的な女性が求められているのである。ここではスポーツがそれのもつ「面白さ」という点でとらえられていることも重要な

し、その視野は学校体育にとどまらずに、今日でいわれる社会体育にまで広げられているということができる。こうした意味ではかなり先駆的な女子体育論であったと評価することができるのである。

このように、学校体操に加えて戸外遊戯の紹介や推奨がなされたものの、実際になると日本の場合、その後における学校体育の歴史は明治期において、最終的にスウェーデン式体操の採用に流れていったとみられる。

その点において、嘉納治五郎が「国民体育論」を展開して、体操中心の学校体育が社会体育に接続、発展していないことを鋭く批判していたことがある²³⁾。

こうしたその後の動きとの関連において、久保田の女子体育論を位置づけるとき、やはり非常に先駆的なもので、のちに大正期に入ってから急速に成長していく女子中等教育におけるスポーツを先取りしていたところがあったと評価することができよう。

[7] おわりに

本稿は、明治30年代初めの時期に展開された女子体育論をとりあげて考察した。その結果明らかになったのは、それらの体育論が後の重要な問題を先駆的にとり上げて論じていたことである。すなわち、その内容は、

1. 礼法と体操との調和
2. スウェーデン式体操の紹介
3. 女子スポーツの奨励

の三つにまとめることができる。

第1の問題は、原理的には井口あぐりが「体操遊戯取調報告」で一つの結論を出したことになるが、この明治30年代初めに、すでにそれへの橋渡しをするような旧来の女性観にとらわれない、体操と礼法の調和論となっていたことがみられる。

ただし実際の服装の改良が普及するにはまだしばらくの時間が必要であったことはいうまでもない。

第2には、スウェーデン式体操紹介が、従来知られていたよりも早い時期にミス・ヒュース

によって行われていたことが明らかになった。これがさらに実際にミス・ヒュースが来朝して推薦した後に井口あぐりのスウェーデン式体操の奨励があり、それが日本の学校体操に影響を及ぼすことになった。さらには永井道明のはたらきで「スウェーデン体操」の原理に基づいた学校体操教授要目の成立となって結実したのだが、ともあれスウェーデン式体操が最初イギリスの女子に適した体操という認識で紹介されている点が注目される。

第3の問題であるスポーツの奨励が実現をみるまでにはさらに時間を要したが、大正期になると女学校のスポーツが活発になり花開く。それもこうした明治期における女子に対するスポーツ奨励が少しづつ認識に影響を及ぼし、社会的条件の変化、教育環境の整備などとともに実現していったものとみることができよう。

以上述べたように、明治30年代初めの女子体育論の先駆性というものを考察するとき、従来の体育史研究における扱い以上にこの時期の女子体育論に注目すべきだといえよう。

附 記

本研究にあたり、御指導頂いた中京大学体育学部木村吉次教授に深く感謝いたします。

引用文献および注

- 1) 土屋忠雄他『概説近代教育史』第3章第5節「女子教育の普及と整備」川島書店、昭和42年、pp. 90-91 参照。
- 2) 深谷昌志；「女子教育史」梅根悟監修 世界教育史大系34 第2編 昭和52年6月20日 講談社 p. 280。
- 3) 同上 p. 274。
- 4) 日本女子大学教育研究所編；「明治の女子教育」1967年2月5日 国土社 p. 200。
- 5) 深谷昌志；前出 p. 275。
- 6) 土屋編；前出 pp. 88-89 参照。
- 7) 奥村てい；「女子の体操と礼法」東京茗渓会雑誌 第173号（明治30年6月23

- 日) pp. 19-20。
- 8) 同上 pp. 21-22。
- 9) 篠田利英; 「女子の体操は如何あるべきか」 東京茗渓会雑誌 第 175 号(明治 30 年 8 月 20 日) p. 14。
- 10) 故藤田作之助; 「女子体育論」 東京茗渓会雑誌 第 190 号(明治 31 年 11 月 28 日) pp. 12-14。
- 11) 丸山正彦; 「女子の体育」 体育 第 88 号(明治 34 年 2 月 15 日) p. 2。
- 12) 同上 p. 3。
- 13) 井口あぐり他; 「体育之理論及實際」 国光社 明治 39 年 pp. 410-411。
- 14) 木村吉次; 「ミス・ヒュースによるスウェーデン式体操のすすめ」 中京体育学論叢 第 14 卷第 1 号 1972 pp. 1-19。
- 15) 岩谷英太郎; 「女子教育に関する要項」 東京茗渓会雑誌 第 185 号(明治 31 年 6 月 20 日) p. 1。
- 16) 同上 p. 8。
- 17) 同上。
- 18) 信濃田生; 東京茗渓会雑誌 第 174 号(明治 30 年 7 月 20 日) p. 43。
- 19) 同上 p. 44。
- 20) 安井てつ子; 「英國女子の体育」 体育 第 86 号(明治 32 年 12 月 15 日) pp. 2-12。
- 21) 井口あぐり他; 前掲書, 附録 体操遊戯取調報告 p. 35。
- 22) 久保田 譲; 「女子体育」 体育 第 86 号(前出) pp. 3-8 参照。
- 23) 木村吉次; 「臨時教育会議と社会体育」 中京大学体育研究所紀要 第 6 号 1992 pp. 1-4 参照。